

日本エコレザー(JEL)認定基準書-2023

一般社団法人日本皮革産業連合会

I 認定基準制定の目的

排水・廃棄物・化学物質等を適正に管理した工場で製造され、化学物質等の基準を満たした革「日本エコレザー認定革」を判断する基準を制定する。

II 対象

本基準書Ⅲ 用語の定義に定める下記 3 種の革を対象とする。

- 第一類(主たる家畜動物である牛、馬、豚、羊、山羊の銀付き革)、
- 第二類(製革工程で排出される肉面側の残革を再利用した床革)、
- 第三類(第一類及び第二類以外の各種動物革)、以上 3 種をいう。

Ⅲ 用語の定義

1 革・レザー(Leather)

革・レザー(Leather)の定義は、JIS K 6541:2024 に規定する革、レザーの定義及び ISO 15115: 2019 Leather -Vocabulary に基づく。動物(食肉)の副産物である皮を再利用または再加工したもので、動物皮の皮膚断面繊維構造を損なわず、鞣しが行われ、仕上げ・塗装膜厚が 0.15 mm 以下のものをいう。また、皮・革を粉碎または分解・溶解し、樹脂などで接着・整形したものについては革として認められない。すなわち、再生革・再生皮革・コンポジットレザー・コンポジションレザー・レザーボード・ボンデッドレザーファイバなどと呼ばれる革繊維を合成樹脂などに練り込んだものや、合成皮革・人工皮革などの合成素材は日本エコレザー認定対象外である。一般消費者に誤解や混同を与えぬよう明確に区別が必要である。

これらの要件を満たす下記 3 種(第一類、第二類、第三類)をエコレザーの認定対象革とした。なお、ISO 15115 には、仕上げ・塗装膜厚が 0.15mm を超えるが、断面構造の 3 分の 2 以上が革であるものを呼称する Coated leather も規定されているが、日本エコレザーの認定対象とはしない。

第一類(主たる家畜動物 5 種の副産物としての銀付き革)

代表的な家畜動物(牛、馬、豚、羊、山羊)の肉(食料)を利用する際に排出される皮を再利用したものの。

第二類以外の革が、単独で革・レザー(Leather)と呼称される。天然皮革・本革(Genuine leather)と呼称されることもあるが、革・レザー(Leather)とは動物の皮を原料とする用語である。

銀面の仕上げ・塗装の仕方によって、銀付き革(Full grain leather)及びガラス張り革(Corrected grain leather)に分類される。また、顔料仕上げ革(Pigmented leather)、エナメル革(Patent leather)、ラミネート革(Laminated leather)がある。

銀面を起毛加工したヌバック(Nubuck)、銀付き革の肉面側を起毛加工したスエード(Suede)もこのグループに属する。

なお、ISO 15115 では、原料皮に鞣しが施されたものと規定されているが、祭礼、武道材料などに用いられる姫路白革、太鼓皮などは、伝統加工法を鞣しとみなし、第一類とする。

第一類に分類される革の種類

英語名称	日本語名称	説明
Full grain leather	銀付き革、フルグレインレザー	銀面層を完全に保持している革(レザー)。
Corrected grain leather	銀磨り革、ガラス張り革、コレクトレザー	銀面をごく薄くサンドペーパーによる処理又はこれと類似の機械的処理によって除去した革(レザー)。
Aniline leather	アニリン革、アニリンレザー	合成染料(アニリン染料)で染色し、銀面に仕上げ塗装がない素上げ、又は顔料を含まない塗料を用いて銀面に仕上げ塗装を行った銀面模様が明瞭である革(レザー) 仕上げ塗装の厚さは、通常は0.01 mm以下である。
Semi aniline leather	セミアニリン革、セミアニリンレザー	銀面に染料を主体に少量の顔料を含む塗料を用いて仕上げ塗装を行った銀面模様が見える革(レザー)。
Pigmented leather	顔料仕上げ革、ピグメントレザー	銀面又は表面に顔料を使った仕上げ剤を付与して、銀面又は表面を完全に覆った革(レザー)。
Patent leather	エナメル革、パテントレザー	表面にワニス、ポリウレタンなどのエナメルを、革(レザー)全体の厚さの3分の1を超えない範囲で付与したもので、表面が高い光沢をもち、鏡面効果がある革(レザー)。
Laminated leather	ラミネート革、ラミネートレザー	表面に高分子フィルムなどを、革全体の厚さの3分の1を超えない範囲で付与した革(レザー)。高分子フィルムなどの付与は、ロールアイロン、ハイドリックプレスなどを使用する。
Nubuck	ヌバック	銀面をサンドペーパーなどで短く毛羽立たせた革(レザー)。
Suede	スエード	革(レザー)の裏面(肉面)を、サンドペーパー、又は類似の機械的処理によって毛羽を短くそろえた革(レザー)。

第二類(床革)

第一類及び第三類の皮・革を鞣し前後に複数の層に分割する場合があるが、表面(銀面)層がない下層部分を腐敗しないように鞣した皮を床革という。

第二類には、革(Leather)の前に必ず床(Split)を付け、床革(Split leather)とする必要がある。

第一類の銀付き革に近似させるために、床表面にフィルムを積層したもの、あるいは塗装したものなどさまざまな加工が施された床革が多い。第一類との判別が極めて難しいものもあり、表示などで問題となりやすい。

床革の判定は、触感や目視で判定できない場合は ISO 17186 に準拠して顕微鏡による革断

面繊維構造の観察や仕上げ・塗装膜厚の測定によって決める必要がある。ISO 15115 では、仕上げ・塗装膜厚が 0.15mm を超え、塗装膜厚が断面構造の 3 分の 1 を超えるものを Coated split leather と規定しているが、本件では、仕上げ・塗装膜厚が 0.15mm 以下を対象としているので認定対象外とした。

第二類に分類される革の種類

英語名称	日本語名称	説明
Split leather	床革、スプリットレザー	鞣し前後に複数の層に分割する場合があるが、表面(銀面)層がない下層部分を腐敗しないように鞣した皮。
Pigmented split leather	顔料仕上げ革、ピグメントレザー	顔料を含む仕上げを施された床革。
Patent split leather	エナメル革、パテントレザー	エナメル加工をした床革。
Laminated split leather	ラミネート革、ラミネートレザー	ラミネート加工をした床革。
Suede	スエード	床革の使用面を機械的に起毛したものでケバが細かいもの。床スエードとも呼称する。
Velour	ベロア	床革の使用面を機械的に起毛したものでケバの荒いもの。床ベロアとも呼称する。

第三類(第一類及び第二類以外の各種動物革)

第一類及び第二類以外の革で自然環境の保護、生態系維持のため、国際的に、あるいは国、自治体などが野生動物の処分を許可したもの、野生動物を養殖し取引証明等を発行したものと及び、適法に捕獲、処分、取引されていると認められるものが認定対象となる。例えば、オーストラリア政府は、カンガルー皮の輸出許可書、同様にワシントン条約事務局では、原産地証明書や輸出許可書が発行されている。また、魚類の皮など適法に取引されているものもこの範疇に入る。

なお、第三類の仕上げ・塗装膜厚は、第一類、第二類に従う。

2 銀面(Grain)

銀面とは、製革工程において、皮から毛(羊毛や羽毛を含む)及び表皮を除去した後に露出する表面をいう。毛穴の大きさ、数、形状、配列の仕方、毛穴間の形状などは、動物種によって特徴がある。

3 日本エコレザー

本基準では、原皮の出所が明確で、革製造における排水及び廃棄物処理を適切に行っている工場で製造された革で、臭気、化学物質(ホルムアルデヒド・金属・禁止アゾ染料、発がん性染料の使用制限など)及び染色摩擦堅ろう度に関する一定の基準を満足した革材料をいう。

4 ナチュラル仕上げ及び顔料(ピグメント)仕上げ

革の仕上げ(染色、塗装などの作業)状況を示す用語である。仕上げによって堅ろう度試験などの結果に大きな差異をもたらす。本件では申請時に仕上げ等についての申告が必要となる。ナチュラル仕上げは、アニリン革のように、革本来の銀面が明瞭に確認できるもの、セミアニリン革のう

ち、革本来の銀面が明瞭に確認できるもの、及びヌバック、スエード、ペロアのような起毛革が分類される。顔料(ピグメント)仕上げは、顔料(ピグメント)仕上げ革、ガラス張り革、エナメル革、ラミネート革などが該当する。また、セミアニリン革のうち、革本来の銀面が明瞭に確認できないものなども分類される。

IV 基準項目

各基準項目への適合については、別に定める事項の認定申請書等に必要な証明書あるいは宣言書を添付しなければならない。

1 認定の対象となる革であることの証明方法

(1) 革についての証明方法

本基準書Ⅲ 用語の定義の 1(革)に示す定義に従うことが必要である。革であることが明らかでない場合は、証明書は不要である。

目視や触感で革であることが判定できない場合は、ISO 17186 に従い、仕上げ・塗装膜厚、及び皮膚断面繊維構造のあることを示し、全体像を確認できる顕微鏡写真(証明書 1)を提出すること。その際、倍率及び仕上げ・塗装膜厚を記載しなければならない。

(2) 原料に関する証明方法

それぞれ個別の証明書を添付または提出する必要がある。

本基準書Ⅱ 対象に示す 3 種類の革について、それぞれ個別の証明書が必要である。

第一類の銀付き革は、肉(食料)の副産物であり、また第二類は、第一類または第三類の製革工程で排出された肉面側の残革を再利用した床革である。そのため、第一類及び第二類は、輸入業者、原皮業者、製革業者等が発行する原料供給書を添付すること(証明書 2)。第三類は、必要に応じ、野生動物または養殖動物であることを示す商取引証明書、原産地証明書、輸出許可書のいずれかの写しを提出すること(証明書 2)。

2 第三者機関の証明が必要な基準項目及び証明方法

日本エコレザー基準(表1)に示す基準項目については、申請する認定レベル(シルバー又はブロンズ)、仕上げの種類に応じた試験項目について、第三者機関による試験結果(証明書 3)の原本を提出すること。

色違いの革については次のとおりとする。認定レベルが同じく、製造方法が全く同一で、使用している染料、顔料のみが異なる場合、顔料(ピグメント)仕上げは、表1の分析項目のホルムアルデヒド、溶出金属、鉛含有量、特定芳香族アミン、摩擦に対する染色堅ろう度とする。また、ナチュラル仕上げは、ホルムアルデヒド、溶出金属、特定芳香族アミン、鉛含有量とする。

表1 日本エコレザー基準

項目	基準値	
	シルバー	ブロンズ
臭気	3級以下	3級以下
ホルムアルデヒド	16 mg/kg以下	75 mg/kg以下
溶出金属		
鉛(Pb)	0.8 mg/kg以下	0.8 mg/kg以下
カドミウム(Cd)	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/kg以下
ニッケル(Ni)	1.0 mg/kg以下	4.0 mg/kg以下
コバルト(Co)	1.0 mg/kg以下	4.0 mg/kg以下
6価クロム{Cr(VI)}(標準)	検出せず*1	検出せず*1
6価クロム{Cr(VI)}(80℃加熱エージング)*2	検出せず*1	—
総クロム(Cr)	200 mg/kg以下	200 mg/kg以下
鉛含有量(Pb)	90 mg/kg以下	—
特定芳香族アミン	検出せず*3	検出せず*3
ノニルフェノール(NP)	10 mg/kg以下	—
ノニルフェノールエトキシレート(NPEO)	100 mg/kg以下	—
短鎖塩素化パラフィン(SCCPs)(C10-C13)	1,000 mg/kg以下	—
摩擦に対する染色堅ろう度(汚染)*4	乾燥3-4級以上 湿潤2-3級以上	乾燥3-4級以上 湿潤2-3級以上

*1 検出限界 3.0 mg/kg

*2 ISO 10195:2018

*3 検出限界 30 mg/kg

*4 顔料(ピグメント)仕上げの場合

注)クロロフェノール類、溶出金属(水銀)については、過去17年間、約1,000件以上の分析を行った結果では検出されることがないので分析項目から除外した。

(1) 革の臭気は、表2の基準値に適合すること。

5段階官能パネル法で判定した結果が3級以下、すなわち革特有の臭いで我慢できる範囲内であることを証明する試験結果を提出すること。

表2 臭気基準

	基準値	試験法
臭気	3級以下	SNV 195651

(2) 革からのホルムアルデヒド溶出は、認定レベルごとに表3の基準値に適合すること。

表3 ホルムアルデヒドの溶出基準

物質名	認定レベルに対する基準値		試験方法
	シルバー	ブロンズ	
ホルムアルデヒド	16 mg/kg以下	75 mg/kg以下	厚生省令第34号、JIS L1041、ISO 17226-1、ISO 17226-2

(3) 革からの金属の溶出は、認定レベルごとに表4の基準値に適合すること。

表4 金属の溶出基準

物質名	認定レベルに対する基準値		試験方法
	シルバー	ブロンズ	
鉛	0.8 mg/kg以下	0.8 mg/kg以下	ISO 17072-1
カドミウム	0.1 mg/kg以下	0.1 mg/kg以下	ISO 17072-1
ニッケル	1.0 mg/kg以下	4.0 mg/kg以下	ISO 17072-1
コバルト	1.0 mg/kg以下	4.0 mg/kg以下	ISO 17072-1
6価クロム	検出せず	検出せず	JIS K 6558-10-1 JIS K 6558-10-2 ISO 17075-1 ISO 17075-2
6価クロム 80℃加熱エー ジング	検出せず	—	ISO 17075-1、 ISO 17075-2、 ISO 10195
総クロム	200 mg/kg以下	200 mg/kg以下	ISO 17072-1

(4) 鉛含有量は、シルバーの認定を受ける場合に、表5の基準値に適合すること。

表5 鉛含有量の基準

物質名	基準値	試験方法
鉛含有量	90 mg/kg以下	ISO 17072-2

(5) 革に使用した禁止アゾ染料が分解し、生成する特定芳香族アミンの溶出は、表6の基準値に適合すること。

表6 特定芳香族アミンの溶出基準

物質名	基準値	試験方法
特定芳香族アミン	検出せず	ISO 17234-1、ISO 17234-2

(6) ノニルフェノールは、シルバーの認定を受ける場合に、表 7 の基準値に適合すること。

表7 ノニルフェノールの基準

物質名	認定レベルに対する基準値		試験方法
	シルバー	ブロンズ	
ノニルフェノール	10 mg/kg以下	—	ISO 18218-1、ISO 18218-2

(7) ノニルフェノールエトキシレートは、シルバーの認定を受ける場合に、表 8 の基準値に適合すること。

表8 ノニルフェノールエトキシレートの基準

物質名	認定レベルに対する基準値		試験方法
	シルバー	ブロンズ	
ノニルフェノールエトキシレート	100 mg/kg以下	—	ISO 18218-1、 ISO 18218-2

(8) 短鎖塩素化パラフィン類(SCCPs)(C10-C13)は、シルバーの認定を受ける場合に、表 9 の基準値に適合すること。

表9 短鎖塩素化パラフィン(C10-C13)の基準

物質名	認定レベルに対する基準値		試験方法
	シルバー	ブロンズ	
短鎖塩素化パラフィン(C10-C13)	1000 mg/kg以下	—	ISO 18219-1

(9) ピグメント(顔料)仕上げ革については、革の摩擦に対する染色堅ろう度の汚染等級が表 10 に定める基準値に適合すること。

表 10 染色堅ろう度(摩擦)汚染等級の基準

革の仕上げ種類	乾燥試験	湿潤試験	試験方法
ピグメント仕上げ革	3-4級以上	2-3級以上	JIS K 6559-3、ISO 11640

3 不使用宣言が必要な基準項目

使用薬品中に(1)及び(2)に示す物質が含有していないことを、薬品メーカー・販売店、製

革業者などに確認するか、または安全データシート(SDS)によって、これらの物質を使用していないことを確認し、不使用を宣言すること(宣言書 1)。

- (1) 革の染色に表 11 に定める発がん性染料を使用していないこと。

表11 発がん性染料(5種)の表

	CAS Number	C.I. Number	カラーインデックス名称	IARC
1	569-61-9	CI 42500	C.I. BASIC RED 9	グループ2B
2	3761-53-3	CI 16150	C.I. ACID RED 26	グループ2B
3	6459-94-5	CI 23635	C.I. ACID RED 114	グループ2B
4	2602-46-2	CI 22610	C.I. DIRECT BLUE 6	グループ2A
5	1937-37-7	CI 30235	C.I. DIRECT BLACK 38	グループ2A

- (2) 革の製造において、表 12 に定めるクロロフェノール類、有機スズ化合物、水銀、オルトフェニルフェノール、過フッ素化合物とポリフッ素化合物(規制対象の PFAS)、フマル酸ジメチルを使用していないこと。

表12 その他の化学物質

クロロフェノール類	トリクロロフェノール(TriCP)、テトラクロロフェノール(TeCP)、ペンタクロロフェノール(PCP)
有機スズ化合物	ジブチルスズ、ジオクチルスズ、モオプチルスズ、トリシクロヘキシルスズ、トリメチルスズ、トリオクチルスズ、トリプロピルスズ、トリブチルスズ、トリフェニルスズ
水銀	
オルトフェニルフェノール	
過フッ素化合物とポリフッ素化合物(規制対象の PFAS)	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)と関連物質 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩
フマル酸ジメチル	

V 必要な書類

日本エコレザーの認定を受けるには表 13 に示す日本エコレザー認定申請書(以下「申請書」という)、証明書、宣言書、見本革片(約 21cm×29cm(A4)を 1 枚、約 3cm×3cm を 2 枚)、及び革の表面写真データの提出が必要となります。

全ての機密情報は、その機密性が保持されます。

提出書類に虚偽が認められた場合は認定されません。また認定後に虚偽が認められた場合は認定が取り消されます。

表 13 認定に必要な書類及び提出物

書類	内容
申請書(様式1)	日本エコレザー認定申請書
証明書1	革構造の証明書(顕微鏡写真等) 目視で革の判定が困難な場合に提出
証明書2	原料供給証明書
証明書3	化学物質検査証明書
宣言書1(様式2)	日本エコレザー認定申請宣言書
宣言書2	製造工程概略図及び主要廃棄物
宣言書3(様式3)	全使用薬品の届出
SDS	「全使用薬品の届出」に記載した薬品の SDS
宣言書4	排水処理関係書類
宣言書5	廃棄物処理関係書類
見本革片	約 21cm×29cm(A4) 1 枚
見本革片	約 3cm×3cm 2 枚
革写真データ	表面写真(jpeg、330×330 ピクセルの正方形)
振込控えの写し	申請料 振込控えの写し(振込手数料は申請者をご負担ください) (但し、移行措置として、2027 年 3 月 31 日まで無料にします。)

1 日本エコレザー認定申請書

様式1に示す申請書に必要事項を記入し、申請する革1種類につき1部提出してください。

2 証明書

原料供給証明書、化学物質検査証明書を添付してください。要求があった場合は、革構造証明書が必要となります。さらに禁止アゾ染料の不使用及び革製造における排水、廃棄物の適正処理に関する書類、使用薬品等については製造者の宣言書を提出してください。記述に虚偽が認められれば全て取り消されますのでご注意ください。なお、各証明書は発行日より6ヶ月以内のものを有効とします。

(1) 革構造の証明書添付(証明書1)

革及び床革の判定について、触感や目視で判定できない場合は ISO 17186 に準拠して顕微鏡による革断面繊維構造の観察や仕上げ・塗装膜厚の測定によって証明すること。

(2) 原料供給証明書、商取引証明書などの添付(証明書2)

- a. 第一類の使用原料が、肉(食料)の副産物であることを証明すること。
- b. 第二類の使用原料が製革工程で排出された肉面側の残革であることを証明すること。
- c. 第三類の使用原料が条約、法規等に適合していることが必要な場合はそれらを証明すること。

第一類及び第二類では原料供給証明書、第三類では必要に応じ商取引証明書・原産地証明書・輸出許可書等の写しを添付すること。パッカー名、原皮取引業者名、タンナー名など業者

名、団体、国、自治体、条約などが発行した証明書及び住所が明記されたものを添付してください。

(3) 化学物質検査証明書の添付(証明番号 3)

本申込革に対する第三者検査機関による試験結果を添付すること。これをもって化学物質検査証明書とします。試験結果は、1.臭気、2.ホルムアルデヒド、3.溶出鉛、4.溶出カドミウム、5.溶出ニッケル、6.溶出コバルト、7.6 価クロム含有量、8.6 価クロム含有量(80℃加熱エージング)、9. 溶出全クロム、10. 鉛含有量、11.特定芳香族アミン、12.ノニルフェノール、13. ノニルフェノールエトキシレート、14. 短鎖塩素化パラフィン、15. 摩擦に対する染色堅ろう度-乾燥試験、16. 摩擦に対する染色堅ろう度-湿潤試験の順になるように記載してください。なお、第三者検査機関を複数利用した場合(4 機関まで分割可能)は、試験結果を番号順に添付してください。

3 宣言書

(1) 発がん性染料の不使用宣言

表14に示す発がん性染料を使用していないことを確認し、不使用を宣言すること。不使用の確認ができない場合は、使用した染料のC.I. Numberまたはカラーインデックス名称またはCAS Numberを記載することによって宣言の代わりとすることができます。

表14 発がん性染料(5種)

	CAS Number	C.I. Number	カラーインデックス名称	IARC
1	569-61-9	CI 42500	C.I. BASIC RED 9	グループ2B
2	3761-53-3	CI 16150	C.I. ACID RED 26	グループ2B
3	6459-94-5	CI 23635	C.I. ACID RED 114	グループ2B
4	2602-46-2	CI 22610	C.I. DIRECT BLUE 6	グループ2A
5	1937-37-7	CI 30235	C.I. DIRECT BLACK 38	グループ2A

(2) 指定化学物質の不使用宣言

革の製造において、表15に示すクロロフェノール類、有機スズ化合物、水銀、オルトフェニルフェノール、過フッ素化合物とポリフッ素化合物(規制対象のPFAS)、フマル酸ジメチルを使用していないことを、安全データシート(SDS)等で確認し、不使用宣言をすること。

表15 その他の化学物質

クロロフェノール類	トリクロロフェノール(TriCP)、テトラクロロフェノール(TeCP)、ペンタクロロフェノール(PCP)
有機スズ化合物	ジブチルスズ、ジオクチルスズ、モオプチルスズ、トリシクロヘキシルスズ、トリメチルスズ、トリオクチルスズ、トリプロピルスズ、トリブチルスズ、トリフェニルスズ
水銀	
オルトフェニルフェノール	
過フッ素化合物とポリフッ素化合物(規制対象のPFAS)	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)と関連物質 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩
フマル酸ジメチル	

(3) 排水処理に関する宣言書

皮革製造に係わる排水処理を適切に行っていることを宣言し、それらの証明書類、例えば、管理当局の発行する処理施設又は料金等の書類等の写しを提出してください。

(4) 廃棄物に関する宣言書

この革の製造工程の概略を提出してください(宣言書 2)。また、それぞれの工程から排出される廃棄物(副産物)について、その種類を記載し、それぞれ適切に処理を行っていることを宣言してください。それらの証明書類、例えば、マニフェスト等の写しを提出してください。また、有効利用のため他産業で使用している場合は、取引に関する書類等の写しを提出してください(宣言書 5)。

(5) 全使用薬品の届出及び SDS(Safety Data Sheet: 安全データシート)の添付

皮革製造における全使用薬品の届出及び SDS を提出してください。使用薬品は宣言書 3 に記入してください。

革製造の原料がウエットブルーあるいはクラスト革等の加工された革の場合でも、それまでに使用した薬品名等の提出が必要となります。

なお、下記に例として示す一般化学薬品の SDS は不要となります。

塩化ナトリウム(塩、並塩)、硫酸、塩酸、酢酸、ギ酸、クエン酸、水酸化ナトリウム(苛性ソーダ)、水酸化カルシウム(石灰、消石灰)、アンモニア(アンモニア水、安水)、硫化ナトリウム(硫化ソーダ)、硫化水素ナトリウム(水硫化ナトリウム、水硫化ソーダ)、ギ酸ナトリウム(ギ酸ソーダ)、酢酸ナトリウム(酢酸ソーダ)、炭酸水素ナトリウム(重炭酸ナトリウム、重炭酸ソーダ、重曹)、炭酸ナトリウム(炭酸ソーダ、ソーダ灰)、酢酸ナトリウム(酢酸ソーダ)、ギ酸カルシウム、チオ硫酸ナトリウム、亜硫酸水素ナトリウム、塩化アンモニウム(塩安)、硫酸アンモニウム(硫安)、炭酸水素アンモニウム(重炭酸アンモニウム、重炭安)、

硫酸ナトリウム(芒硝)、硫酸マグネシウム、酸化マグネシウム(苦土)、次亜塩素酸ナトリウム(次亜塩素酸ソーダ)、チオ硫酸ナトリウム(チオ硫酸ソーダ、ハイポ)

(6) 届出登録製法保障の宣言書

日本エコレザー認定の際に登録した製法を事前に届け出なく、変更しないことを宣言してください。なお、製法を変更した場合は失効しますので、新たに申請をしてください。

(7) 品質保証に関する宣言書

本基準に係わる品質を保証するための宣言をしてください。

VI 日本エコレザー認定の有効期間

日本エコレザー認定 2023 の有効期間は認定日から3年間とする。更新する場合は、新規に試験結果等を提出し審査を受ける。この場合、再認定とし、当初の認定番号が有効となる。申請事項に変更があれば、認定更新申請書に変更事項を記載しなければならない。

VII ラベル表示・有効期限

1 ラベル表示

日本エコレザー認定ラベル(以下、JEL ラベルと略す)は、表側に図案、裏側又は添付ラベルに認定番号、認定年月日、認定革製造国、認定革の使用部分、ラベル主旨、詳細が掲示されているウェブサイト等を書かかなければならない。

日本エコレザー認定ラベルの事例



表面(シルバーの場合)



表面(ブロンズの場合)

日本エコレザー認定ラベル

認定番号;S23####
認定年月日;2023.02.##
認定革の製造国;日本

適切に入手された原料皮から、排水・廃棄物等を適正に管理した工場で製造され、化学物質等の基準を満たし、人と環境に優しいことを認定した革です。

詳細の掲示：
<https://ecoleather.jlia.or.jp>

裏面又は添付ラベルの例(革の場合)

日本エコレザー認定ラベル

認定番号;S23####
認定年月日;2023.02.##
認定革の製造国;日本
認定革の使用部分;甲革

適切に入手された原料皮から、排水・廃棄物等を適正に管理した工場で製造され、化学物質等の基準を満たし、人と環境に優しい革を使用した製品です。

詳細の掲示：
<https://ecoleather.jlia.or.jp>
(製品表示許可番号;SG23####)

裏面又は添付ラベルの例(製品の場合)

2 ラベル有効期限

日本エコレザーとして認定された革の事業者(以下、認定事業者と略す)は(一社)日本皮革産業連合会と JEL ラベルの使用契約を締結した後に「日本エコレザー認定ラベル使用規程」に従って、認定された革及び認定された革を使用した革製品に JEL ラベルを付けることができる。契約期間は使用契約締結日から認定期限までとする。更新を希望するときは認定の更新及び再認定が認められた期間内において使用契約を延長できる。

VIII 申請費用

日本エコレザーの認定料金は、1点につき、申請料(審査料、登録料を含む)30,000円です。(但し、移行措置として、2027年3月31日まで無料とします。)

IX その他

本認定基準書は、必要に応じて改定を行うものとする。

以上

様式1

日本エコレザー(JEL)認定申請書

(一社)日本皮革産業連合会
会長 殿

____年 月 日

申請会社名: _____ (日本語)

申請会社名: _____ (英語)

業 種: 革製造業、革販売業、革製品製造業、革製品販売業、その他(該当に✓)

代 表 者 名: _____

担 当 者 名: _____

会 社 住 所: _____

電 話: _____

FAX: _____

E-mail(HP掲載用): _____

E-mail(連絡用): _____

URL: _____

URL(英語): _____

革製造会社名: _____ (日本語)

革製造会社名: _____ (英語)

会 社 住 所: _____

電 話: _____

日本エコレザーの認定を受けたいので必要書類を添えて申請します。

下記の該当項目の□に✓または__を記述する。

(1)認定レベル: シルバー

ブロンズ

(2)製造国: 日本*1

海外(国名: _____)

*1 日本製とは最終仕上げを日本で行った革のことです。

(3)革 名 称:

第一類(原料特徴):例、牛なら成牛、子牛、肉牛、コブ牛など

牛(_____)

馬(_____)

豚(_____)

羊(_____)

山羊(_____)

第二類(床原料特徴):牛床、豚床など

(_____)

第三類(動物種類):野生動物または養殖動物の革

(_____)

(4)登録製法

4-1)主な鞣し

クロム(主鞣し)

植物タンニン(主鞣し)

合成タンニン(主鞣し)

その他(_____)

4-2)色

(_____)

4-3)仕上げ

ピグメント(顔料)仕上げ

ナチュラル仕上げ

(5)商品名/品番

商品名_____

商品名(英語)_____

品番_____

商品名、品番、色など自社で管理・把握できる名称でよい。

他社商標を侵害しないようによく調査してから記載してください。

(6)主な用途

靴甲革 靴裏革 バッグ・鞆類 小物 ベルト 手袋 衣料

家具 その他 (_____)

(7)革の説明・アピール点(120文字程度、HPに掲載します。)
(日本語)

(英語)

(8)色違い申請

基準となる革の認定番号 _____

(過去の認定革と認定レベルが同じく、製造方法が全く同一で、使用している染料、顔料のみ異なる場合は記載してください。)

(9)革見本片、画像(提出前に以下を確認し、✓を付けてください。)

見本革片(約21cm×29cm(A4)。裏に「商品名」を記載)

見本革片(約3cm×3cm)(認定証用)1枚。但し英語の認定証が必要な場合は2枚。

見本革片の表面アップ画像データをメール(宛先:eco@jlia.or.jp)してください。

(希望データ形式:jpeg、330×330ピクセルの正方形、ファイル名:商品名、仕上げ・色が分かり易いもの。https://ecoleather.jlia.or.jp/data/ に掲載します。)

(10)申請料・振込先

1点につき、3万円(振込手数料は申請者にご負担ください)

振り込み控えの写しを提出してください。

(但し、移行措置として、2027年3月31日まで無料とします。)

(11)希望する認定証

日本語のみ

日本語と英語

※1枚に、認定レベルが同じく、同じシリーズの複数の色を申請する場合は、各革の商品名/品番、色などの一覧表を添付してください。

※添付書類が、日本語、英語以外の言語の場合は、和訳を付けてください。

証明書 1

(1) 革構造の証明書(顕微鏡写真)

- ・明らかに革とわかる場合は不要です。
- ・目視や触感で革及び床革の判定ができない場合は ISO 17186 に準拠して革断面繊維構造が判定できる顕微鏡写真(倍率がわかるもの)を添付してください。
- ・仕上げ・塗装膜が厚い場合は、ISO 17186 に準拠して塗装膜厚を測定してください(0.15 mm 以下が認定条件です)。

証明書 2

(2)原料供給証明書

- ・第一類の使用原料が肉(食料)の副産物であることを証明すること。
輸入業者、原皮業者、製革業者等が発行する原料供給書を添付してください。
- ・第二類の使用原料が製革工程で排出された肉面側の残革(床革)であることを証明すること。
製革業者等が発行する原料供給書を添付してください。
- ・第三類の使用原料が条約、法規等に適合していることが必要な場合はそれらを証明すること。
必要に応じ、野生動物または養殖動物であることを示す商取引証明書、原産地証明書、輸出許可書等の写しを提出してください。

証明書3

(3) 化学物質検査証明書

申請書の認定レベル(シルバーまたはブロンズ)、仕上げの種類に応じた項目について、第三者検査機関による試験結果の原本を以下の番号順に添付すること。これをもって化学物質検査証明書とします。

(1.臭気、2.ホルムアルデヒド、3.溶出鉛、4.溶出カドミウム、5.溶出ニッケル、6.溶出コバルト、7.6価クロム含有量、8.6価クロム含有量(80℃加熱エージング)、9.溶出総クロム、10.鉛含有量、11.特定芳香族アミン、12.ノニルフェノール、13.ノニルフェノールエトキシレート、14.短鎖塩素化パラフィン、15.摩擦に対する染色堅ろう度-乾燥試験(顔料(ピグメント)仕上げのみ)、16.摩擦に対する染色堅ろう度-湿潤試験(顔料(ピグメント)仕上げのみ))

日本エコレザー(JEL)認定申請宣言書

一般社団法人日本皮革産業連合会
会長 殿

- 1 この革には、日本エコレザー(JEL)認定基準書-2023の表14に定められた発がん性染料5種を使用していないことを宣言します。発がん性染料の不使用を確認できない場合は、使用した染料のC.I. Numberまたはカラーインデックス名称またはCAS. Numberを添付します。

表14 発がん性染料(5種)

	CAS Number	C.I. Number	カラーインデックス名称	IARC
1	569-61-9	CI 42500	C.I. BASIC RED 9	グループ2B
2	3761-53-3	CI 16150	C.I. ACID RED 26	グループ2B
3	6459-94-5	CI 23635	C.I. ACID RED 114	グループ2B
4	2602-46-2	CI 22610	C.I. DIRECT BLUE 6	グループ2A
5	1937-37-7	CI 30235	C.I. DIRECT BLACK 38	グループ2A

- 2 この革には、日本エコレザー(JEL)認定基準書-2023の表15に示すクロロフェノール類、有機スズ化合物、水銀、オルトフェニルフェノール、過フッ素化合物とポリフッ素化合物(規制対象のPFAS)、フマル酸ジメチルを使用していないことを宣言します。

表15 その他の化学物質

クロロフェノール類	トリクロロフェノール(TriCP)、テトラクロロフェノール(TeCP)、ペンタクロロフェノール(PCP)
有機スズ化合物	ジブチルスズ、ジオクチルスズ、モオブチルスズ、トリシクロヘキシルスズ、トリメチルスズ、トリオクチルスズ、トリプロピルスズ、トリブチルスズ、トリフェニルスズ
水銀	
オルトフェニルフェノール	
過フッ素化合物とポリフッ素化合物(規制対象のPFAS)	パーフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)と関連物質 パーフルオロオクタン酸(PFOA)とその塩
フマル酸ジメチル	

- 3 この革の製造工程の概略及び主要廃棄物を提出します(宣言書2)。また、この革の製造に使用した全薬品名及び安全データシート(SDS)を添付します(宣言書3)。
- 4 この革の製造工程に関わる排水処理を管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓い、このことを証明できる書類を添付します(宣言書4)。
- 5 この革の製造工程に係わる廃棄物を管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓

い、このことを証明できる書類を添付します(宣言書5)。

- 6 認定の有効期間内において本基準に係わる品質保証を維持するために事前に届け出なく登録製法を変更しないことを誓います。
- 7 認定された革の品質保証には責任を持ちます。ただし、これ以降の加工などがなされた場合はこの限りではありません。詳しくは、別に定める「日本エコレザー認定ラベル使用規程」に従います。

私は、上記の記載に相違ないことを誓います。

____年 ____月 ____日

革製造会社名: _____

会社住所: 〒 _____

代表者名: _____

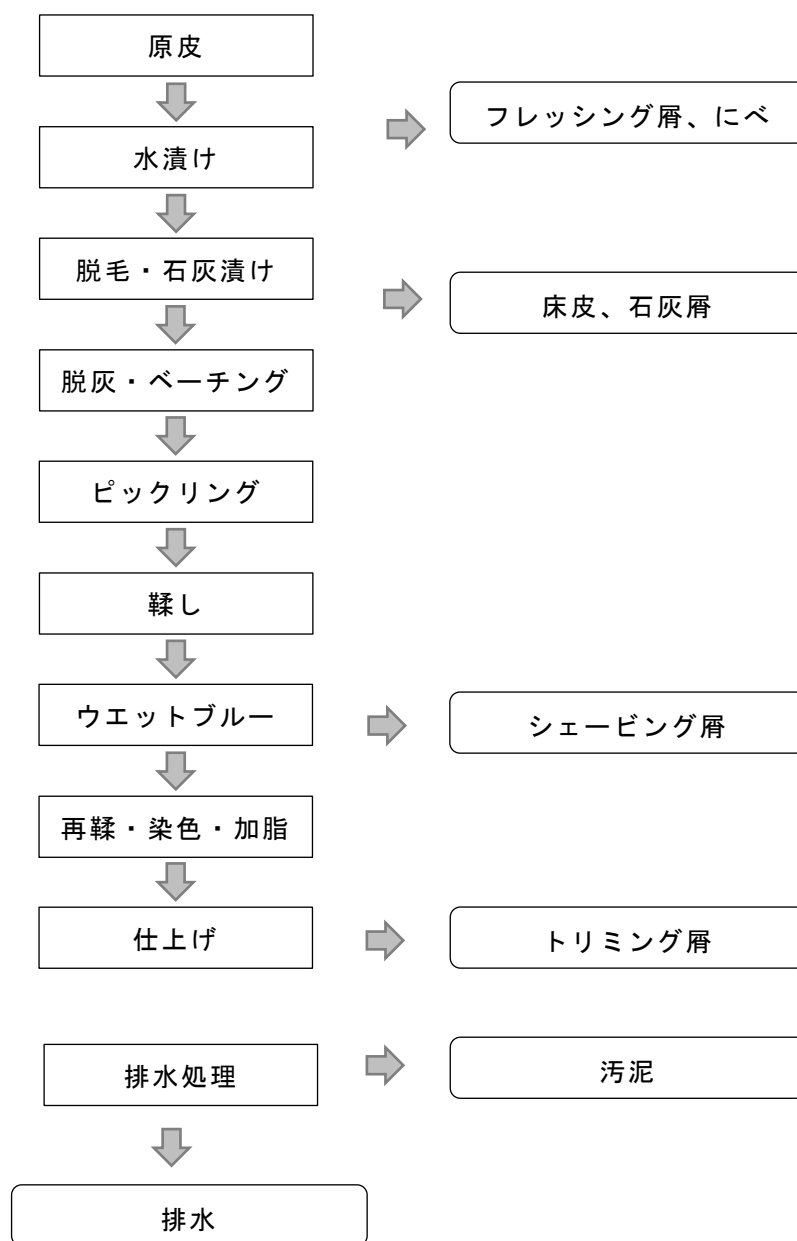
電話: _____

F A X: _____

E - m a i l: _____

宣言書2

製造工程概略及び主要廃棄物



※上記と異なる場合は、作成し、提出してください。

宣言書 4

排水処理関係書類

製造工程に係わる排水処理を管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓い、このことを証明できる書類を添付します

管理当局の発行する処理施設または料金等の、排水処理を適切に行っていることの証明書類を添付してください。

宣言書 5

廃棄物処理関係書類

製造工程に係わる廃棄物を記載し、管理当局の基準に合致するよう処理していることを誓い、このことを証明できる書類を添付します。

マニフェストの写し等、廃棄物処理を適切に行っていることの証明書類を添付してください。

廃棄物例

フレッシング屑(生皮由来)、石灰フレッシング屑、下にべ、上にべ、床皮(下級品)、床皮(正常品)、シェービング屑、縁裁ち屑(トリミング屑)、排水汚泥、その他廃棄物

日本エコレザー申請に係る提出物チェック表

チェック	提出書類・提出物
<input type="checkbox"/>	日本エコレザー認定申請書
<input type="checkbox"/>	革構造の証明書(顕微鏡写真等) 目視で革の判定が困難な場合に提出
<input type="checkbox"/>	原料供給証明書
<input type="checkbox"/>	化学物質検査証明書(原本)
<input type="checkbox"/>	日本エコレザー認定申請宣言書
<input type="checkbox"/>	製造工程概略図及び主要廃棄物
<input type="checkbox"/>	全使用薬品の届出
<input type="checkbox"/>	SDS
<input type="checkbox"/>	排水処理関係書類
<input type="checkbox"/>	廃棄物処理関係書類
<input type="checkbox"/>	見本革片 約21cm×29cm(A4) 1枚
<input type="checkbox"/>	見本革片 約3cm×3cm 2枚
<input type="checkbox"/>	革表面写真データ(jpeg、330×330ピクセルの正方形)
<input type="checkbox"/>	申請料 振込の控えの写し(振込手数料は申請者をご負担ください) (但し、移行措置として、2027年3月31日まで無料とします。)